最終更新日:2016年8月19日
ユニデンホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO　石井　邦尚
問合せ先:管理本部部長　笹木　茂幸
証券コード:6815
http://www.uniden.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の増大を図るためにコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であると認識しています。そして企業の発展と同時に経営の透明性を確保することを重要な経営方針として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－2　招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】
当社は、株主の皆様に総会議案の十分な検討期間を確保いただけるよう株主総会招集通知の早期発送に努めております。また、株主総会招集通知発送日の同日に招集通知内容を自社ホームページにて掲載しております。次年度以降につきましては、招集通知の発送日前までにホームページに掲載し早期開示の実施につき検討いたします。

【補充原則1－2－4　議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】
当社の株主構成において、海外投資家および機関投資家の割合がそれぞれ5.31%、9.24%となっており、比率とコストなど総合的に勘案の上、議決権の電子行使および招集通知の英訳を実施しておりません。今後につきましては、株主構成比率の動向に注視した上、議決権行使の電子化や招集通知の英訳の実施を検討してまいります。

【補充原則1－2－5　実質株主との対話】
当社は株主総会への出席および株主総会における議決権の行使のご案内については、株主名簿上に記載のある方のみへの実施となっております。今後につきましては、信託銀行名義で株式を保有する実質株主たる機関投資家の方のご要望や信託銀行等の動向を踏まえ検討してまいります。

【原則3－1 情報開示の充実】
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬につきましては、株主総会での決議を受けた総額の限度内で実施しております。固定性の高い月額報酬および業績連動の賞与で構成され、各自の職務や職責、業績に応じて取締役会において決定されます。
(4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(5)取締役等の個々の選任・指名についての説明
取締役会が取締役・監査役の候補の指名を行うにあたっての方針や手続きについては開示しておりませんが、当社事業の経営に関する経験や見識を有し、取締役・監査役たる職務と責任を果たせる人材である事など総合的に判断することを選任・指名の方針としております。

【補充原則4－1－2 中期経営計画に対するコミットメント】
【原則5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は現在、経営環境の変化に対応すべく多角的な事業展開を実施している途上にあり、変化への迅速な対応が可能となる柔軟性のある会社運営を維持するため中期経営計画の策定は行っておりませんが、単年度ごとの数値目標を設定し、月次レベルで差異分析し、原因について早急の対応を実施することによりこの目標数値の達成にむけ取り組んでまいります。

【補充原則4－1－3　責任者等の後継者の計画】
取締役等経営責任者の後継者の選出の計画について、現状具体的なものを策定しておりませんが、今後、社内外を問わず経営責任者たる人材の育成や発掘を可能とする体制を整えていくことにつき検討してまいります。

【原則4－2および補充原則4－2－1　経営陣の報酬とインセンティブ】
当社の役員報酬については、現在固定性の高い月額報酬と業績連動の賞与で構成され株主総会で決議されております。現状、インセンティブ報酬は導入しておりませんが、現在おかれてる経営環境の変化に対応し、安定的な業績状態となった段階で導入に向けての制度・環境を整備してまいります。

【原則4－4－1社外取締役との連携】
【原則4－8 、4－8－2、4－9、4－13、4－10－1　独立社外取締役の選任・有効な活用】
現在の当社グループの大きな経営環境の変化・変革の時期において、経営に重要な事項に関する意思決定および決定に基づく業務執行における迅速性、効率性を重視しており、その環境に柔軟な対応が可能となる社外取締役の人選にいたらず、現状社外取締役、独立社外取締役の選任は行っておりません。今後、現在おかれてる経営環境の変化に対応し、安定した業績状態を基にした配当を目指すことを最重要事項として取り組みながら、社外取締役、独立社外取締役の選任および選任後の有効活用するための体制整備に努めてまいります。

【原則4－11、補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
現在、当社の取締役会は、取締役・監査役の自己評価や検証、また取締役会全体の実効性についての分析評価および分析の開示は実施しておりませんが、今後、実効性の向上および開示について検討をしていきます。

【原則4－14、補充原則4－14－1、補充原則4－14－2】取締役のトレーニング方針の開示
現在、選任された各取締役・監査役は、その能力・スキルについて十分である人選を行っておりますが、経営環境の変化に関して、より適切な対応すべくトレーニングの機会の提供・斡旋等の実施を、今後必要に応じ整備することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社では、投資株式の保有目的が純投資目的以外の目的で保有する株式を、いわゆる政策保有株式とみなしておりますが、現在これを保有しておりません。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役、会社間の取引、競業取引などの関連当事者取引について、取締役会の決議を経て、報告事項になっております。取締役会で取引ごとに事前の承認が必要となり、取引結果については報告を実施することになっております。

【原則3－1 情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の経営理念につきましては、ホームページのトップからのメッセージとして開示しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンス報告書「1．1基本的な考え方」に記載し、またホームページにてコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として開示しております。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務(1)】
当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規程に則り当社グループの経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定を行っております。また、意思決定に基づく当グループ取締役、執行役員、幹部の業務執行に関しては決裁権限規程を設けて委譲し、モニタリングをしております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に開示しております。

【補充原則4－11－1　取締役の選任に関する方針・手続き】
当社の取締役会メンバーは、当社の経営に重要な各事業部門(営業部門、技術部門、購買部門、管理部門)において、それぞれの事業における知識、経験、能力、人格等を総合的に勘案の上、相応する人物と判断され選定される者で構成されております。

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の各取締役・監査役の兼任状況は、株主総会参考書類・有価証券報告書において開示しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社の株主との建設的な対話に関する方針は、人事総務部IR担当が窓口となり、その内容によっては管理本部を統括する取締役が対応することとしております。また必要に応じ、財務経理部を含む管理部門全体で直接対話を実施するIR担当や担当役員をサポートし、情報の正確性や迅速な対応を図る方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フジファンド株式会社	5,080,000	8.04
株式会社SBI証券	2,267,000	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,072,000	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	773,000	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	645,000	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	643,000	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	640,000	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	632,000	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	627,000	0.99
竹　内　三　代　子	500,000	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	35 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、当グループの会計監査人である三優監査法人との年4回報告会等の会合を持ち、会計監査人の職務執行の状況について報告を受け、その妥当性について意見を述べております。監査結実施状況、監査結果、監査で検出された今後の課題等について意見交換を適宜行うなど緊密な連携を維持しております。また内部監査室は監査役に内部監査結果を報告するとともに、適宜内部統制にかかる事項につき意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤宗生	他の会社の出身者													○
黒田克司	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤宗生	○	―――	会計的専門知識と経験を有しており、社外監査 役としてのアドバイスは有益と考えられるため。
黒田克司	○	―――	公認会計士の資格を有しており、社外監査役と してのアドバイスは有益と考えられるため

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

現在の報酬制度は、効率的かつ効果的であると認識しております。
ストックオプションの付与を含めたインセンティブ制度については現段階では必要性がないと判断し、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円を超える役員については、有価証券報告書において個別開示を実施しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

取締役会、監査役会等の重要な会議の前には、事前に常勤監査役および非常勤監査役に対して配付資料を連絡送付し情報共有に勤めております。招集連絡等につきましては総務担当部門もしくは財務経理部が行っており、資料提出も適宜提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の業務執行については、経営の方針や会社の意思決定を取締役会が決めた上で、取締役をはじめ執行役員の他幹部が出席する幹部会を随時開催し、経営方針・意思決定に沿った業務執行する体制をとっております。また月次で海外子会社の経営責任者を含めた主要メンバーで業績分析等を実施する経営会議を開催し、その情報の提示により意思決定の効率化や迅速化を図っております。
監査の状況につきましては、会計監査人である三優監査法人と監査契約を締結し、当社グループ全社の決算内容について適正な監査手続が実施されております。
また監査役は内部監査室から内部監査の報告を受け、会計監査、内部監査結果について適宜意見交換を行っております。さらに、必要に応じて顧問弁護士によるアドバイスを求めることで法令およびコンプライアンスを遵守した体制をとり法令およびコンプライアンスを遵守した体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは経営の意思決定機関である取締役会において社外監査役が2名出席しており、外部からの監視および監督機能は充足しているものと判断しております。また常勤監査役は社内においては内部監査室と、外部にいおいては会計監査人との連携を図りながら、監視・監督機能の強化の一端を担っているものと判断しております。
現在の当社グループの大きな経営環境の変化・変革の時期において、意思決定および決定に基づく業務執行における現状の迅速性、効率性については、当社グループ事業について長きに渡り携わることにより熟知している社内出身者である取締役を中心にした取締役会である事が大きな要因であるとの認識から、社外取締役の選任は行っておりません。当社グループのあらゆる経営上の重要事項に関する議論や経営の意思決定において、当社グループのそのような迅速性、効率性を理解し、かつ当社グループ事業の特性に関する知識や見識をを十分に充足した上で、当社グループ経営への客観的な意見を頂ける適任者の選定には十分な時間が必要であるとの認識でおります。
当社グループといたしましても、経営への監視、監督の強化における社外取締役選任の有効性は十分認識しており、適正な業務執行を運営しつつ、現体制における最適なコーポレートガバナンスを確保の上、人材の確保・選定へ取り組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	英訳版の招集通知(一部抜粋)を作成し、自社企業サイトの投資家向け情報ページに公開しております。
その他	株主総会招集通知を自社企業サイトの投資家向け情報ページに公開し、議決権行使の促進を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家、お客様、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様に当社を正しく、またより深く知っていただき、当社の企業価値を正当に評価していただくために、当グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めてまいります。また、情報公開を通してステークホルダーの皆様から頂くご意見につきましては、会社経営の参考として社内で活用させていただきます。	
IR資料のホームページ掲載	法定決算公告の他、主要財務指標推移、決算短信、適時開示資料、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。IR担当者管理本部で管理・運営しております。 http://www.uniden.co.jp/ir/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、<Compliance, Transparency, Modesty> の理念に基づき、全てのステークホルダーにとって企業価値の向上を重視した経営を推進します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示は各法令ならびに適時開示規則等を遵守し適切な情報開示を行っております。また、開示義務がないとされる決定事項および発生事項に関しても、株主及び投資家の投資判断に対し提供を及ぼす可能性があると考えられる場合には積極的な情報開示を行い、ステークホルダーに対する適切な情報提供に努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は当社グループの取締役、使用人を対象とした行動規範として「コンプライアンス行動基準」を設定し、法令・定款及び社会規範遵守について周知徹底を図っている。
(2)内部通報制度を設け社内における法令順守違反等について迅速な情報収集が可能となっております。また、社外からの法令順守違反等の情報も収集可能な「問い合わせ先」を設定し、コンプライアンス推進の体制を構築している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報や文書に関しては設定している「文書管理規程」に従い、書面または電磁的記録媒体に記録し保存管理している。また保管された書面・データについて取締役及び監査役は閲覧可能となっている。
(2)高度な情報のセキュリティー管理体制として情報システムに関する規程を定め管理・運用している。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループにおける危機管理の指針として「危機管理規程」を設定し、事業遂行に支障のあるあらゆるリスクに対応し企業価値の保全を図る。
(2)重大な不測の事態発生時には、グループ全体で損失・損害を最小限に止める体制を整える。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
(1)当社グループでは取締役、執行役員による経営体制を取り入れ、経営、業務現場での意思決定を効率的かつ迅速的な運営を図る体制を整えている。
(2)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役、執行役員、会社幹部が出席する取締役会や幹部会議を適宜開催し、重要な経営判断についての意思決定を行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ共通で適用されるコンプライアンス行動基準を定めている。また業務執行にあたっては、グループ会社全てに適用される社内規程に従った決裁承認、報告の徹底により経営管理されている。
(2)グループの取締役・執行役員はグループ全体のリスク管理、法令順守、財務会計の適正の確保についての責任や権限を持って業務を執行している。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役・執行役員は、その独立性を確保するための体制について整備する。
(2)現状、職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会運営等の事務処理など監査役及び監査役会を補助する役割については管理本部が実施する体制が整備されている状態になっている。

7. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度　第七条（通報者の保護）を設定して通報者に対して不利益な取り扱いをしない旨明記されている。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役・執行役員及び使用人は、業務執行または当社グループに重大な影響を及ぼす事項等については、当社監査役に都度報告するものとする。
(2) 当社監査役は必要に応じて当社グループ取締役・執行役員及び使用人に対して、必要な時にいつでも報告や説明を求めることができるとともに、当社グループ取締役・執行役員及び使用人は必ず要請に応ずるものとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(1)監査役は必要に応じ当社グループの監査を実施し、取締役・執行役員及び使用人に対して意見・指摘等を行うことが出来る。
(2)監査役は取締役・執行役員との会議・懇談、各部門や子会社に関するヒアリング・意見交換、各種資料の閲覧を実施するなどマネジメントや業務執行担当部門との連携を図る。また、関係監査人からも会計監査の内容や結果の説明を受けるとともに意見交換を行う等連携を図る。
(3)専門性の高い法務事項や会計問題については、法律事務所と顧問契約を締結し、計絵判断上の参考とするための必要に応じてアドバイスを受ける体制を構築し、法的リスクの軽減に努める

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに警察、弁護士等のしかるべき機関に通報するとともに、それらの機関と連携して組織的に対処します。また特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集し最新の動向を把握するよう努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

